

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県林業研究センター所長 石井 清隆

2 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 7 年度林業アカデミーふくしま短期研修 「森林・林業でのドローン活用」講座委託業務
- (2) 業務の内容 仕様書及び別紙作業基準のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの間に福島県から現に資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) JUIDA 資格取得に必要な講習を実施できる者であること。
- (5) 入札公告日から過去 5 年間に於いて、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人または地方独立行政法人とこの業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績を有する者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、下記関係書類を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に必要な費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しないものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

- (1) 提出期限 令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 5 時 00 分まで
（持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時

00分までに提出すること。)

- (2) 提出場所 郵便番号 963-0112

住 所 福島県郡山市安積町成田字西島坂1
福島県林業研究センター事務部

- (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 会社概要(任意様式)

会社概要のわかる書類(会社案内、パンフレット等)を添付すること。

ウ 業務実績書(様式2)及び契約書の写し

エ JUIDA スクール認定証の写し

オ 後記8において入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書(様式7)及び証明書類

カ 一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)を送付するため、返信用封筒として表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼付した長形3号封筒を提出すること。

- (4) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)により、令和7年7月18日(金)以降、入札者に対して通知する。

- (5) 期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられないので、十分に注意すること。

5 入札説明書等の交付

- (1) 入札に関する書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号 963-0112

住 所 福島県郡山市安積町成田字西島坂1
福島県林業研究センター 事務部

電話番号 024-945-2160

ファクス 024-945-2147

- (2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

公告の日から令和7年8月21日(木)まで

午前9時00分から午後5時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

なお、福島県林業研究センターホームページからダウンロードして入手することができる。

6 開札の日時及び場所

入札は郵送又は持参とし、次により行う。なお、持参入札は、開札日時に行う。

- (1) 郵送入札

ア 期間 令和7年8月19日(火)から令和7年8月20日(水)午後5時00分まで

イ 場所 上記4(2)のとおり

ウ 郵送方法 書留又は簡易書留により上記期間及び場所に必着とする。

- (2) 持参入札及び開札

ア 日時 令和7年8月21日(木)午前10時00分

イ 場所 福島県林業研究センター 会議室

7 入札書の提出方法等

- (1) 入札者は、指定の入札書（様式 4）に必要とする事項を記載し提出すること。
- (2) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書（様式 4）に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載をすること。）
 - ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
 - エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。
- (3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 3）の写し
 - イ 委任状（任意様式）※代理人が出席し入札する場合のみ必要
 - ウ 入札保証金納付免除関係書類（保証保険による免除申請書）
- (4) 郵送入札の場合は、二重封筒とし、中封筒には入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、委託業務名及び開札日を記載すること。外封筒には、入札書を同封した中封筒を入れ、会社名、担当者名及び担当者連絡先（電話番号）及び入札書在中の旨を記載すること。

8 入札保証金

- (1) 入札者は、6 (2) に掲げる日時までに入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を入札を執行する直前までに納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代わる担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出する者とする。

なお、入札保証金の納付又は有価証券の提出は、開札までに行うこととし、事前に 4 (2) に指示を受けるものとする。
- (3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式 7）を一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）等の提出期限日までに、上記 4 (2) の提出先に申請することとする。
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 6 で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、持参入札者は上記 7 の (3) で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することが出来るものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合、随意契約に移行することがある。
- (6) 初回入札が無効（ただし下記 12 の (4) から (6) に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書（案）および契約書（案）（以下「仕様書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 5）により、上記 5 (1) に示す場所へ、令和 7 年 7 月 24 日（木）までに持参、郵送又は F A X により説明を求めることができる。
なお、質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式 6）により、令和 7 年 7 月 28 日（月）までに質問者に回答するとともに、上記 5 (1) に示す場所及び福島県林業研究センターホームページで閲覧に供する。
- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（参考様式）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることはできない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人物が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (9) その他福島県において特に指定した事項に違反した入札

1 3 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、契約の相手方を定めるものとする。
- (3) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることができる。

1 4 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 2）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。なお、契約保証金の減免については落札者に別途通知する。

契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

1 5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定する。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）等を提出しないときは、落札を取り消

すことがある。

1.6 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

1.7 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに3に示す要件を満たさなくなったときは、当該者は落札者とならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- （2）一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （3）から（4）まで （略）

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） （略）
- （2） 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- （3） （略）
- （4） 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- （5）から（18）まで （略）

2 （略）